

広島県議会情報公開・個人情報保護審査会意見（第1号）

第1 審査会の結論

広島県議会議長（以下「議長」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年7月3日、広島県議会情報公開条例（平成14年広島県条例第25号。以下「条例」という。）第6条の規定により、議長に対し、県議会議員（以下「本件議員」という。）による広島県庁舎北館と広島市民病院間の斜め横断に関して、職員が本件議員に確認を行ったことが分かる全ての文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

議長は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月16日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月31日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、議長に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 以前、斜め横断は陳情が出ており、また県民の代表である議員がこれを行った事実を県民が動画撮影を行っており、虚偽の発言はできない、重要な案件である。
- (2) 本件議員に確認した者の氏名、会話の内容、日時、場所は文書に明記されているはずである。

第4 議会事務局総務課の説明要旨

議長が、弁明書等で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりで

ある。

- (1) 議会事務局総務課庶務係長は、所属職員から「本件議員と思われる者が、県庁北館と市民病院の間の道路を斜め横断したのを見たが、本件議員かどうか確認するように」と当該県民から依頼があった旨の連絡を受け、総務課長に報告をした。
- (2) 報告を受けた総務課長は、①議員は選挙によって選ばれた住民の代表者であり、議会事務局職員は、議員に対して指導・監督する立場にはないこと、②今回の事案は議員の公務外でのできごとであること、③本来、議会事務局職員の職務ではないこと、の理由により、依頼を断わって当該県民から本件議員に直接確認してもらおうという対応をすることもできたが、当該県民は確認するように言い残して帰ってしまった。
- (3) その後、総務課長が本件議員に対して、上記の申し入れがあったことを伝えたところ、本件議員からは特に反論もなく、「自分であったかもしれない。以後気をつけたい。」という旨の発言があった。
- (4) 後日、当該県民が来庁した際に、本件議員から聞き取った内容を伝えたところ、「わかった」と言って帰られたことや、当該県民の依頼内容と本件議員の回答に食い違いがないことから、事実関係を争うような恐れがないと判断した。
- (5) このような外部からの訪問者への対応に加え、電話等による問い合わせや苦情で他課の所掌に属さないものは総務課で対応しており、内容もさまざま長時間にわたるものも多々ある中で、苦情等に関しては、その後の対応のため記録を取る必要性のあるものもあるが、口頭で確認できれば足りるような案件については、事前に文書決裁を受けたり、事後に対応状況を報告するための文書は作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、本件議員が横断歩道のない道路を斜め横断したことに関し、職員が本件議員に対して事実確認を行ったことが分かる文書の開示を求めるものである。

本件請求に対し、議長は、総務課長が本件議員に口頭で事実確認を行ったため、審査請求人が求める事実確認を行ったことが分かる文書については、作成していないとして、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件処分に対し、重要な案件であり、本件請求文書が存在するはずである旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

総務課長によれば、審査請求人から依頼のあった本件議員への確認について、

議会事務局職員の職務ではないことなどを理由に断ることもできたが、口頭で事実確認を行ったものである。

外部からの訪問者への応対に加え、電話等による問い合わせや苦情で他課の所掌に属さないものは総務課で応対しており、内容もさまざまに長時間にわたるものも多々ある中で、記録を残す必要性が低いと思われる案件については、事前に文書決裁を受けたり、事後に対処状況を報告するための文書は作成していないという総務課長の説明には不自然な点は認められない。

以上のことから、本件請求の対象となる公文書を作成又は取得していないことは不自然又は不合理とはいえないため、議長が、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
2. 1. 27	・議長から意見を求められた
2. 3. 4 (審査会)	・意見を求められた事項の審議を行った

参 考

意見に関与した委員

会 長	森 川 家 忠
委 員	福 知 基 弘
委 員	砂 原 克 規
委 員	下 西 幸 雄